

1893

所 有
BULLETIN
 DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

版 權

大日本監獄協會雜誌

明治二十二年五月三十一日發兌

大日本監獄協會

第三拾號

(通信省認可)

明治廿一年十一月二日版權登錄
 明治廿二年四月二十二日印刷
 明治廿二年四月二十三日出版

發行兼編輯者

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地

佐野 尚

印刷人

東京淺草區並木町二十二番地寄留

寺井 宗平

發行所

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地

大日本監獄協會假事務所

(東京並木街版所印行)

調查委員	正員	武田英一
庶務補佐員	正員	小林益三郎
庶務補佐員	正員	飯島美敬
出版主任	正員	寺井宗平

大日本監獄協會雜誌第拾三號

明治廿二年五月廿四日

○定期總會及び發會式

調查局長

宇川盛三郎 東京

本會は明治廿一年三月七日の創設以來本年三月三十一日までに至る入會の數は三千四百八十二名にして皆獄事に關係の者又は獄事に熱心なる諸氏の結合を得たれば最早本會の基礎も確定したるものと認めざるを得ず依りて本會規則第十條に依り四月を期して總會を開く事と決し四月十三日を以て臨時委員石澤隆吾、宇川盛三郎、關長廣、武田英一、佐野尙の五氏より之を全國の會員に公布したり而して本會は他の議會と其の趣を異にし理論會よりは事ゝ實業會の目的なれば基礎の確定せざるに發會等は舉行せざるとしたり然るに上陳の景況なるを以て四月廿九日を以て定期總會を開き同しく三十日を以て彌々發會式を舉行する事と定めたり而して右の公布に應じて各地方より出京したる本會議員又は議員代理は左の如し

定期總會及び發會式

(一)

大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業ノ發達ニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
 - 一 監獄事業ノ發達スル事
 - 二 出獄後ノ生活ニ關スル事
 - 三 出獄後ノ職業ニ關スル事
 - 四 貧民ノ救済及ヒ教育ニ關スル事
 - 五 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 六 監獄ノ設備ニ關スル事
 - 七 監獄ノ衛生ニ關スル事
 - 八 監獄ノ交通ニ關スル事
 - 九 監獄ノ其他ニ關スル事
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究ヲ義談ヲ討論ヲ談話等トヲ舉行スヘシ
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ頒フ
- 第六條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 一 正會員
 - 二 名譽會員

四三 特別會員

- 第七條 推薦員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
- 第八條 推薦員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第九條 推薦員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十條 推薦員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十一條 推薦員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十二條 推薦員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十三條 推薦員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス

第拾三號目次

- | | |
|---------------|----|
| ○定期總會及び發會式 | 一 |
| ○第二期評議會 | 七 |
| ○有志獄事協議會 | 八 |
| ○本會記事 | 一〇 |
| ○總會筆記 | 一〇 |
| ○發會記事 | 二〇 |
| ○石澤隆吾君の會務の概略 | 二〇 |
| ○宇川盛三郎君の監獄の趣意 | 二四 |
| ○小野田元興君の演説 | 三〇 |
| ○清浦奎吉君の演説 | 三二 |
| ○中村正直君の演説 | 三六 |
| ○山尾子爵の演説 | 四〇 |
| ○伊藤伯爵の演説 | 四一 |
| ○三條公爵の演説 | 五一 |
| ○島房性君の獄事唱歌 | 五二 |
| ○數件 | 五二 |

三池集治監	手塚 弘	神奈川縣	小泉 保直
兵庫縣	下見 重慎	新潟縣	平野 長海
埼玉縣	中村 孫兵衛	群馬縣	福原 三義
千葉縣	田中 忠恕	茨城縣	酒泉 溫忠
栃木縣	若山 茂雄	靜岡縣	川村 燾一郎
岐阜縣	紀野 維益	長野縣	櫻井 高尙
宮城縣	中村 中	岩手縣	本多 保
青森縣	石川 慶吾	山形縣	永尾 敬一郎
福井縣	舟橋 久永	石川縣	高北 忠吾
島根縣	遊佐 正人	岡山縣	西村 茂範
廣島縣	丸山 幸之助	福岡縣	岩崎 一太郎
大分縣	矢部 太一郎	熊本縣	前田 素志
兵庫縣	大野 義助	茨城縣	山内 副忠
茨城縣	岡部 伊三郎		

又差繰り難き用事有之出京し難き旨の報知ありたる府縣は左の如し

京都府	奈良縣	三重縣	滋賀縣	山口縣	和歌山縣
徳島縣	佐賀縣	宮崎縣	鹿児島縣	福岡縣	富山縣
北海道廳	長崎縣				

又欠席せしは左の如し

宮城集治監	大坂府	愛知縣	山梨縣	鳥取縣	愛媛縣
兵庫假留監	香川縣	高知縣	沖縄縣	秋田縣	

四月廿九日午後三時より東京京橋區本挽町厚生館に於て定期總會を開く

一庶務局長石澤謙吾氏開會を告ぐ

一庶務局長一人、調査局長一人、主幹二人、公撰議員十人の改撰を行ひたるに左の諸氏當選せられたり

庶務局長	正員 石澤 謙吾	調査局長	正員 宇川 盛三郎
主 幹	正員 宇川 盛三郎	主 幹	正員 岡 長廣
公撰議員	正員 中村 興八	公撰議員	正員 青木 匡

定期總會及び發會式

(四)

公撰議員	正員	田口卯吉	公撰議員	正員	角田眞平
公撰議員	正員	林和一	公撰議員	正員	銀林綱男
公撰議員	正員	岡山兼吉	公撰議員	正員	大浦兼武
公撰議員	正員	松本美凱	公撰議員	正員	佐野 尙

一本會細則第二條に

副會長一人

特別會員又ハ正員中ヨリ撰舉ス

とあるを左の如く改正したり

副會長一人

會員中ヨリ撰舉ス

一本會規則第八條第二項に依り名譽會員を撰舉したるに左の諸君當撰せられたり

公爵	三條實美君	伯爵	伊藤博文君
伯爵	山縣有朋君	子爵	山尾庸三君

一主幹關長廣氏本會創立以來本年三月三十一日に至る會計の報道とせられたり
 右終りて午後六時散會し夫れより新富町近源亭に於て在京及び出京議員の有志懇親會を開き午後十一時と以て散會す
 四月三十日午後三時より厚生館に於て發會式を舉行す本會の招きに應じ參會せられたるは大正勅奏任官貴女紳士名譽會員特別會員正員等無慮千餘人なりし當日の式は左の如し

一唱歌 君か代

一會務の報道

一監獄の趣旨

一演説

一演説

一演劇唱歌

來賓

庶務局長

調査局長

特別會員

特別會員

正員

來賓

貴婦人

石澤謹吾

宇川盛三郎

小野田元照

中村正直

島居忱人

貴婦人

定期總會及び發會式

(五)

一祝 辭

一演 說

一唱歌 大平曲

一祝 辭

一奏樂(各演說の間)

右終りて散會したるは午後六時半なりし
四月三十日午後七時より芝紅葉館に於て全國の有志懇親會を開く參會せられた
るは左の如し

式 部 職

一來賓 伊藤伯

山尾子

三條公代太田源二氏

一特別會員

正 員

招待員

而して其數は一百餘名にして午後八時開宴し先づ一同起立し 天皇陛下の萬歲
を祝して次て自由懇親となり一同歡を尽して散會したるは午後十二時なりし
右會員諸君に報道す

明治廿二年五月廿日

○第二回評議會

調査局長

宇川盛三郎 東京

本會の評議會は去る明治廿一年十一月六日を以て其第一回を催したり本會の發
會式も滞りなく相濟みたるを以て各府縣議員の出席を幸ひ五月七日午後三時よ
り富士見町富士見軒に於て第二回評議會を開きたり同會へ案内したるものは左
の如し

特別會員

在京議員

出京議員

役員

發起人

一午後三時半議事を開き諸事評議中名譽會員山尾子爵臨場せられ本會の方針
に付き懇談せらる

一午後七時より洋食田口卯吉青木匡林和一等議員の卓上演説あり

一食事後特別會員小原重義氏の日本監獄に關する詳細なる演説あり

右終りて散會したるは午後十二時なりし

右會員諸君に報道す

明治廿二年五月廿日

○有志獄事協議會

調査局長

宇川盛三郎 東京

各府縣より議員の出京を期とし役員及び司獄官の申合にて永田町二丁目七番地建築局附屬蕎麦アツナード氏邸を借り受け有志獄事協議會を開く事と決し五月二日より全九日まで議事を開き萬國監獄公會の式に倣ひ獄事に關する問題八十餘件を議了したり其の詳細は議事録に載す同會の役員及び議員は左の如し

一議 長	石澤 謹吾	四番	西村 茂範	七番	高北 忠吾
一 副議長	宇川盛三郎	五番	石川 慶吾	八番	舟橋 久永
一 調査委員	松本 美凱	六番	紀野 維益	九番	下見 重慎
一 幹 事	佐野 尙				
一 議員					
一番	石澤 謹吾				
二番	宇川盛三郎				
三番	矢部太一郎				

十番	遊佐 正人	十九番	中村 孫兵衛	廿八番	前田 素志
十一番	鈴木 義門	二十番	櫻井 高尙	廿九番	關 長廣
十二番	本多 保	廿一番	永尾 敬一郎	三十番	手塚 弘
十三番	福原 三藏	廿二番	岩崎 一太郎	卅一番	戸所 房壽
十四番	小泉 保直	廿三番	安達 純	卅二番	丸山 幸之助
十五番	川村 燐一郎	廿四番	中村 中	卅三番	岡部 伊三郎
十六番	田中 忠恕	廿五番	若山 茂雄	卅四番	大野 義助
十七番	酒泉 温忠	廿六番	山内 副忠	卅五番	岡 貞一
十八番	平野 長海	廿七番			

五月七日午後一時より山尾子爵の案内にて有栖川宮邸の牡丹を拜見し日本館に於て茶菓の厚待を賜ふし又洋館の裝飾を拜見したり

五月八日議員より石澤謹吾、宇川盛三郎、關長廣、佐野尙四氏の爲めに慰勞會を芝紅葉館に於て催さる宴會中山尾子爵臨場せられ司獄官に種々の懇示ありたり
五月十一日午後四時より山尾子爵芝紅葉館に於て協議會員に對し慰勞會を催さ

れたり會員外に參會したるは特別會員清浦奎吾、全小原重哉、本會調査委員武田英一の三氏なりし宴會中外務大臣大隈重信君偶然來會せられ各地方の司獄官と懇ろに獄事を談話せられたり

右終りて散會したるは午後十二時なりし
明治廿二年五月廿日

本會記事

○總會筆記

總會筆記の要は左の如し

●明治二十二年四月二十九日午后三時二十五分開會す來會者は五十有餘名にして庶務局長石澤謹吾君議長の席に着く此れより先き、此の日庶務局長(一人)、調査局長(一人)、主幹(二人)、公撰議員(十人)の改撰ある旨を通知したるを以て來會者各々投票を提出す依て議長は事務員をして之と調査せしめたり

●議長曰く本日は規則第十一條に依り此れより定期總會を開會す投票開札は時間を要するを以て後刻之を報道するものとすへし

此れより規則第二條に

副會長 一人

特別會員又は正員中より撰舉す」とあるを

副會長 一人

會員中より撰舉す」と改正するの件を議すへし

●香外(宇川重三郎君)曰く此の規則第二條の改正を要する所以のものは本會も此れより漸く盛大に赴くの運びに際せるを以て副會長と特別會員又は正員中より撰舉すると限るときは大に不便の點あるを以て唯だ會員中より撰舉すに區域を廣くせんと欲するにあり

●永尾敬一郎君曰く改正の方は區域廣くして可なるへしと思はる

●中村中君曰く我々も固より異議なし思ふに一國異議なかるへし依りて直ちに之れか撰舉をなさんよとを望む

●議長曰く其の撰舉は他日の事と爲し本日は議題の文面上に止むるものとせん本條改正に異見なき諸君は起立せられんよとを望む

起立 依りて改正するものと決す

●山内南忠君曰く名譽會員及び特別會員とは如何なるものなるや

●議長曰く其の名譽會員は此れより定めんと欲するにあらざる

●議長曰く此れより名譽會員の事を議せんと欲す名譽會員は監獄の事業に熱心の人なるを要するなり今我々の希望するところは一三條實美公、伊藤博文伯、山縣有朋伯、山尾庸三子、の四君なり先づ右四君を撰舉せんよと欲す請ふ諸君の所見を陳せられんよとを

●本多保君曰く本員は以上四君を名譽會員と爲すふとは深く望むとみろなり

●遊佐正人君曰く本員は以上四君を請ふて名譽會員と爲すことは固より希望するところなるか尙ほ其他各府縣の知事及び二部長をも加へられんよと希望す

●議長曰く只今遊佐君より知事、二部長とも名譽會員と爲さんとの發議あり右に賛成の諸君は起立せらるへし

起立 四人

●議長曰く遊佐君の發議は賛成者少數なるを以て消滅す

三條公、伊藤伯、山縣伯、山尾子、の四君を名譽會員とするよとに賛成の方は起立せらるへし

起立者 一名の外惣員

●議長曰く此れより二十一年度中の會計を主幹關長廣君より報道すへし

●關長廣君曰く私は會計主幹の任に當ると以て今更作二十一年度中本會收支決算を報道仕るへし

自明治二十一年四月創立
至明治二十二年三月 本會收支金結算書(二十二年三月三十一日測)

收入之部

一金貳千四百四拾九圓貳拾五錢

内 譯

金二千三百九十七圓八十六錢

内 金三千三百七拾圓四十六錢
金二千一百四十錢

金三十壹圓

金三十九錢

金貳拾圓

支出之部

一金二千二百六十九圓八十錢五厘

内 譯

金千〇七十七圓拾五錢

金三百〇五圓拾六錢

金三拾壹圓三拾四錢

收入 高

會 費

二十一年度 分

寄 附 金

雜誌 拂下 代

事務所敷金 展し入

支出 高

印刷及製本費

委員報酬

器具費

金九圓七拾四錢五厘	圖書費
金百四十二圓五拾六錢	原稿料
金三十壹圓四十五錢六厘	速記料及寫字料
金二十七圓六十四錢三厘	筆紙墨費
金六圓拾七錢	廣告料
金三百九拾七圓拾錢五厘	郵便及運搬費
金四拾四圓三拾九錢五厘	人力車及人夫儲賃
金七拾五圓	事務所家賃
金二拾圓	全數金
金五十八圓九十一錢	集會及招待費
金拾圓八十錢	版權登錄及手数料
金三拾二圓三十七錢壹厘	雜費
一、金百七十九圓四十四錢五厘	所有現在高

但し第六十國立銀行に預けあり

右は我が大日本監獄協會明治二十一年度に於ける收支の結算なり其の詳細に至りては夫々簿冊に登錄あり又支出金受取証書は整頓して綴り込み置けり故に節目に至りては茲に贅せず
二十一年度は本會創立の初年にして多少器具の購入あり又諸費に於ても嵩みたる廉なしとせず加之物費未納者催促の方法も十分完全せざりしか爲め未納の向數多あり今や諸器具諸帳簿も稍や整頓し會費督促の方案も成り且勉めて支出の節減を爲すか故に二十二年期末期の報告に方りては蓋し所有現在金をして増殖ならしめんふと自ら信して疑はざる所なり

二十一年度中の寄送に係る書籍は七十三部にして内官廳より三部、會社より四十二部、一個人より二十八部、物品は一個人より二品、金員は合計三拾壹圓其氏名は内金十圓山形縣副典獄永尾敬一郎君、金五圓神奈川縣典獄小泉保直君、金五圓愛知縣副典獄長谷川四郎君、金六圓富山縣副典獄野村敬君、金五圓京都府本願寺教學科長武田篤初君の五人なり以上は寄附簿に登録し書籍物品は永久保存の手當を爲し金員は區別の上總収入へ受け入れたる右諸君の厚意を謝し併せて一言報告に及ぶ

本會發起人宇川盛三郎、佐野尙の兩君創立の際(二十一年)より舊年十二月中迄の収入取扱に係る所

大日本監獄協會雜誌第三拾號

(六六二)

調査會計は収入金八百十六圓八十九錢にして右に對する支出證書帳簿等本年三月二日拙者(會計)へ引繼ありたるに付き夫々調査の上引受け總収入へ合算せり

本會出納の現金は客歲八月本會雜誌第四號本會記事欄内に掲載せし如く府下日本橋區小舟町第六十國立銀行と假約定の上同行に取扱方を囑托せり然るに二十一年度限りにて満期に付き本年四月一日更に二十二年度中約定書を製し同行と交接せり前約定書第六條には銀行に對し手数料は仕拂はさる次第なりしか實際大に手数料を要するを以て二十二年度以降は毎三ヶ月に既往の収入高を調査し現収入高百分の一を支拂ふ事に該條を更正せり而して二十一年度に係る分は慰勞として収入高百分の一を同行に贈與したり

右にて會計上の大要は報道せり若し夫れ詳細なるふとは御質問あらはそれに應じて辨明致すへしのなり然るに何日も欠席者の多きやに聞けり就ては此の十名の他に尙ほ五人或は十人をも増加しては如何

●議長曰く本多君の説は問題外の事なれば他日の議題と爲さん

●木内憲治君曰く主幹二人中事務主幹は不必要なりと信す故に之を一人と爲さんことを希望す

●山内剛忠君曰く主幹を一人とするとか議員を増すと云ふの説もあり然れども是れ等は問題外のふとなれば斯る説は議場に出すを止めて問題上に止まらんことを望む

●永尾敬一郎君曰く會費未納者何程あるや

●關長廣君曰く會費未納者の分は大凡金六百圓ばかりあり其の中住所不明の者もあり此れは當今調査中なれば其の人名等は即答に苦む

●議長曰く投票開札を終へたるを以て此れより其の結果を報道すへし

調査局長

一三八號 宇川盛三郎

二號 石澤謹吾

庶務局長

一三二號 石澤謹吾

五號 宇川盛三郎

五號 關長廣

一號 銀林綱男

一號 神谷彦太郎

主幹

一〇七號 宇川盛三郎

一〇三號 關長廣

(七二六)

大日本監獄協會雜誌第三拾號

大日本監獄協會總會誌第三拾號

(八二六)

二〇點 佐野 尙
 五點 武田 英一
 三點 角田 眞平
 二點 銀林 綱男
 二點 田代 弘
 二點 戸所 芳泰
 五點 大浦 兼武
 四點 石澤 謹吾
 三點 大井 憲太郎
 二點 小林 益三郎
 二點 松本 美凱
 一點 末廣 重恭

●議長曰く主幹には即ち關長廣、宇川盛三郎の兩君當撰し調査局長には宇川盛三郎君、庶務局長は石澤謹吾氏當撰せられたり

此れより公撰議員投票開札の結果を報道致すへし

公撰議員

一二〇點 中村 與八
 一一三點 田口 卯吉
 一〇三點 林 和一
 九八點 岡山 兼吉
 二一八點 青木 匡
 二一〇點 角田 眞平
 一〇〇點 銀林 綱男
 九五點 大浦 兼武

大日本監獄協會總會誌第三拾號

(九二六)

八九點 松本 美凱
 二九點 末廣 重恭
 一五點 大井 憲太郎
 一二點 神谷 彦太郎
 九點 榎川 忠兵衛
 一點 島居 忱
 七六點 佐野 尙
 二〇點 島地 默雪
 一二點 井本 常治
 九點 大内 青樹
 七點 柘植 寛治

●議長曰く公撰議員當撰者は即ち中村與八、青木匡、田口卯吉、角田眞平、林和一、銀林綱男、岡山兼吉、大浦兼武、松本美凱、佐野尙の十君なり

以上にて豫て御報道致したる總會は全く結了致したり其他諸君に於て當會の義に關し御意見あらは後日の參考の爲に承らんことを希望す

●山内副忠君曰く副會長は本日撰定しては如何

●議長曰く副會長は今日は唯其の撰舉の區域を廣くするに止め撰定は他日の事と爲さん

●永尾敬一郎君曰く主幹と局長とは兼ぬるを得るか

●議長曰く然り

●小崎弘道君曰く今回は各府縣より平素獄事に従はるゝ諸君の集まられしふどなれば各議員より問題を出して議せんまを望む則ち建白すべきまは建白し又公衆に訴ふべきまは之を訴へ或は各自の心に留むべきまは之を心に留め置くまどせば其の得るとまろ少なからざるへしと思考す如何

●番外曰く本會は追々著述を爲さんど欲す依りて諸君の高説を聞くは最も望む所なり殊に小崎弘道君は米國の教誨法を研究せられたりと聞けは同國の教誨法の狀態に付ては追て拜聞致したし

●議長曰く然らば本日は是れにて閉會仕るへし(時に午後四時四十分なりき)

○發會記事 發會式場に於ける報道、演説、祝詞並に唱歌は左の如し尤も此内特別會員清浦奎吾君の分は同君當時病氣にて臨場せられさりしに由り只其の腹案の口述を筆寫せしものに係る

○會務の報道

庶務局長 石澤 謹 吾

御來會の諸君に本會々務の概畧を御報道申上ます、之に先たちまして本日は發會式を舉行致しますに付、御繁務を御操合せ又は道路の遼遠なるをも御厭ひなく、御貴臨の榮を賜り誠に難有存ます、此段滿場の諸賢へ先以厚く御禮を申達ます。

第一 創立の趣旨

昨年三月本會創立以來本年三月三十一日迄即ち二十一年度に係る會務の要件を申達すれば、第一本會創立の趣旨は當時の本會雜誌に掲載し御座りますれば、今又贅言を要しません様なもので御座りますれど、簡短に其要旨を申達せしやう、先づ我國の監獄の事業たるや封建時代の事は暫く捨て論じませんか維新の後逐々改良の端緒に就き明治十四年九月監獄則を改定せられ大に改善の運びに至りましたなれども、未だ現今の有様を以て充分なりと斷言致しますまとは出来ません、斯く申すものは諸君も御承知の通り監獄の事たる刑律の目的を達せしむる行政上必備の要具にて御座りますして人間社會安寧に改良に直接之れ程効能の有るものは御座りませんと申ても可なるものと存ます、夫れ故何れの時何れの所を分たす時も監獄と云ふものか無ければ國家の治安を維持する事は出来ません此の如く必要にして貴重すべき事柄なるにも拘はらず、兎角封建時代の餘臭を受け未だに世間に於て之を度外視し、之を卑賤視するの譯見か全く去りません、素より政府に於ては致々として致々として監獄事業の改良を計られますか其上にも此私立の協會を起しまして其改良を翼賛し及び監獄關係事業の改進を促すを以て目的と致しまして、雜誌を發兌し司獄官其他獄事熱心家、社會改良の慈善家に便益を與ん事を期し或は演説に或は出張講義に或は外國通信

に實驗と學理上とを以て研究経験し、獄事の改良を計らん事を發起しまして同志者數回協議を盡し客歲三月七日を以て竟に本會規則及細則を設け同志者諸君に頒ちました所以であります

第二 會員の數

前條の次第を以て規則書類を頒ちました所、附來賛成の諸君續々入會の申込か御座りまして本年四月二十一日の調査に據れば一年間の退會と差引現在會員は二千四百四十五人であります、其府縣分は別表に詳悉致し置きましたから他日雜誌上に於て御一覽に供ししょう

第三 役員の異動

二十一年度に於て本會初發の發起人と申すは字川盛二郎、佐野尙の兩人で御座りまして同年三月七日に至り

主幹 會計主任 編輯主任 海外通信主任 庶務主任 出版主任
各壹人を設け

同年六月二十四日の總會に於て改めて左の役員を撰舉になりました

庶務局長 調查局長 主幹 庶務委員 調查委員 出版主任

其後少々の増減は御座りましたが同年十月二十七日の臨時總會に於て公撰議員十人を撰み即今の

處て現員は左の職員を以て本會を組織致して居ります

庶務局長一人、調查局長一人、主幹二人、庶務委員一人、調查委員一人、出版主任一人、庶務補佐員二人、公撰議員十人

右の通りでありますか其氏名の如きは是又雜誌に就て御一覽あらん事を希望致します

第四 諸集會

二十一年度に於て役員會を開きしは十二回即ち毎月一會、總會を開きしは二十一年六月二十四日、又臨時總會を開きしは同年十月二十七日にて兩回とも明治法律學校講堂に於てしました、又評議會は同年十一月六日富士丸軒に於ていたし、右諸會に於て議決致しました條項は夫々當時の雜誌に掲載して御座りますから御覽になりました事と信じて居ります

第五 會計

本會二十一年度中會計上の成績は昨二十九日總集會に於て收入支出の科目金員を始め寄附金品等凡そ會計に關しました事項は會計主幹より既に來會諸君に報道致しました故爰に申述べません

第六 發會式遷延の理由

扱本會の組織も段々申述べました通りの次第で今日斯の發會式を舉行致します運になりましたか何

故發會式を今日迄遷延致したかど申すに就近何社、何會なるもの續々起ります内に其創設に際しまして計畫基礎の不完全なるにも拘はりませす一時人目を驚かすような盛大なる發會式等を執事し反て其跡を尋ねますれば所謂雲散霧消て御座りまして閉社、閉會の不幸を來すもの世間往々見る所てあります、如此は本會の取らざる所てありまして、本會に於きましては審議を盡し其基礎を固むるを第一とし本日まで發會を延引しましたは即ち彼の龍頭蛇尾たらん事を恐れましての事てあります今日に至りましては本會の氣運も大に其體面を進め精神諸名家の御賛成をも蒙り斯る發會式を舉行するを得、満場諸賢貴臨の榮を辱ふ致しまして、最早今日に在ては本會の基礎も如此鞏固となりました將來本會をして巍然たる樓閣たらしめんも實に全國會員諸君か御賛成の有無厚薄に關するよりて有りますから國家の爲めに此上益々御賛成あらんを偏に希望して止まざる所以て御座ります

○監獄の趣意

調査局長 宇川盛三郎

貴婦人及び貴顯、紳士諸君

今日は本會の御吹聴を致す趣意てありますから別に監獄に關する議論を提出するの必要はありませぬ。御來會の諸君の中には多く要路の御方も在られますから監獄をア一したら宜からうと

か斯うしたら宜からうと云ふまゝとは申上けるまでもありませぬ。併し御來會の諸君の中に監獄は如何なるものかと云ふまゝと御研究の違もなく未だ御調へにならなかつた方もありませう。彼に私は専ら此の種の諸君に向つて監獄は斯ういふものであらうと云ふまゝと成るべく簡単に御話し申す積りて有りますから私の申すまゝとは監獄協會の方針と御認めにならないやうに希望いたします。若し監獄はそんなものであらうと云ふまゝとか右の諸君にお分りになれば此の上も無い幸福てあります。

凡て一國の事業は秩序を維持すると云ふまゝと、進歩を計ると云ふまゝの二つてあります。もとほ更に申上けるまでも御座りませぬ。而して此の秩序を維持するには内乱外寇のときは陸海軍を以て之に充て通常の秩序を維持するには警察にて充分の取締りを爲すと云ふまゝとなつて居ります。而して警察では犯罪者かあれば捕まへて裁判官に渡す裁判官は其れを法律に照して相當の刑に處します。刑に處するまゝとは固よりむつかしきまゝとて少しも公明正大の點を誤るまゝとは出来ませぬ。併しなから仕事の長い短ひより比較するときは刑を言渡すよりは刑を執行する方か長う御座りませう。即ち刑と實際に行ふのか監獄の役目て御座りませう。斯くの如き順序てありますると警察、裁判、監獄か何れも能く備つて少しも甲乙が無いと云ふので始めて一國の秩序安事を

整ふるよと出来るものであるよとはお分りてありませうからくた々々々くは申しませぬ。ソ一するど監獄は秩序を維持する點に於て一日もゆるかせにするよとは出来ませぬ。而して監獄の事業を實行するには色々の主義もありませうかッマリ監獄の目的は悪いふとをしたから警討ちをするよと云ふよとではかくして悪いふとをした者は國かいぐらか其の責に任せなければならぬから將來に於て前と同様の所業の無いやうに致し又本人の心を矯め直しまして言はし貰しい心を救ふよと云ふのか監獄の趣意であると思ひます。故に監獄は懲らしめると人心を改良するとの二つに歸着するものでありませう。就ては懲らしめの方を主とするか又は人心を改良すると云ふ方を主とするかど云ふよとになりますと監獄の趣意ど云ふよりは監獄の方法と云ふへきもので御座りませう。監獄の方法になりますと今日御來會の諸君は充分の學識經驗もありませうから私か此に濫りに陳ふへきものはありませぬと考へます。

以上は最も簡單ではありまするか監獄の骨組みであると考へます。ソ一すると監獄は他に如何なる關係があるものと云ふと其の關係は色々ありまして私共のやうな者が陳へては不都合な點もありませう。故に單に教育と貧民救助の點に就て一寸申し述べやうと思ひます。教育と監獄とは如何にも縁が遠いやうであるかさうではありませぬ。先づ第一に人か生れると之れを養育せぬ

はなりません。養育して學齡に成りますれば普通教育を施し、丁年になれば社會上の獨立したる人間となる順序であります。監獄に道入るとよろの犯罪人は只今まで取調べますと多數は教育か足りない又全く教育が無いと云ふ者が犯罪人に爲るやうであります。其れに就ては各府縣に就て調査も致し又外國の例もいくらか調べてありまするか先づ教育の度合を見るには文字を讀むよと出来す又書くよと出来ない者かどのくらいあらうか、又文字を讀むよと出来ない者かどのくらいあらうと云ふよとを計るには先づ當人か自分の名を讀めるか讀めないかど云ふよとを試験するのであります。此の邊て近ひ例を申し上げますと神奈川縣でも一昨年中受刑者百人の中て小學教育を受けたらうといふ者を調べましたと云ふか二人何分何厘と云ふ割合てありました。二人何分何厘と云ひますと人を刻むやうでありますか割合てありますから端數か出ますのであります。其れて先づ普通教育の無い者か犯罪人と爲ると云ふよとは何れの國に於ても動かすか可らざるどであります。ソ一すると教育の有る者は本街道を通つて良民と爲り、教育の無い者は横道にソレて犯罪人と爲る譯であります。故に普通教育を受けたる者は本街道を歩き教育を受けぬ者は横道即ち監獄街道を通るよとになります。ソ一すると教育の方より觀察すれば監獄は一種

の學校であります。無理に名を下せは人心改良學校とても云ふべきものと考へられます。故に以來は普通教育を受けぬ者は監獄に預かるやうに致したいと考へます。又勢ひソ一なるてありませう。又世間に教育をさせたくないと言ふ人がありますれば其れは自分の家業か忙しいとか云つて學校へ入れぬ者であります。ソ一云ふ人は私の子供は可愛いから監獄にやうて麥飯を食はせたり又は臭い香の物くらゐても宜いからヒド目にあはせ監獄の厄介を殖やし従つて地方税を増し府縣會議員と府縣知事とを充分に喧嘩をさするやうにノラツタした人間になつて載きたいといふのど少しも變りはありません。左すれば監獄は人間を養成するに於て相待つて行かなければなりません。又此の義に就きましては不良少年其の他種々の事もありまするか其れは今日は陳へますまひ。

其の次は貧民救助と非常の關係があります。貧民中には天然の貧民と社會上の貧民とがあります。例へば雙陸盲などは天然の貧民であり又通常身體は達者でありますし衣食住の一部又は全部を缺いて居るものは社會上の貧民であります。天然の貧民を救助するは純粹の慈善であるが社會上に起りたる貧民を救助するは慈善と云ふよりは寧ろ犯罪豫防と云ふ方でありませう。貧民が多くなれば總ひ事として歩きます。併し慈善も度を過すと惰民を生じます。惰民生ずれば即

ち將來の監獄生徒を殖やすと云ふふたになります。故に慈善は監獄事業と密着して居るものと思ひます。

依て監獄の方では惡ひ事をする者を三つに分ちます。而して不良少年は將來の犯罪者と爲る候補者でありますから不良少年學校即ち感化院または矯正院と云ふもので矯正さうと云ふものであります。其の次は丁年以上の者及び少年でない者は監獄に行く監獄を卒業するときは社會の人間としやうと云ふので、今度は監獄を出たる者にて（諸君は御経験は無いてありませんか）之れは多くは傘一本と云ふふとは聞きますか傘一本よりモット少く監獄を出ますときには實に若の身着の僅でない純粹の裸体であります。ソ一して監獄に這入る位の者であれば實は親戚朋友から見放される位の者であるから引き取る人かない、引き取る人か無いとよろから又惡ひ事として監獄に寄留ても願はなければなりません。故に不良少年を救ふて賤しい心き觸めるのも自然と一の犯罪豫防と爲るてありませう。又監獄から出た者は假令何と言ても我々の同胞であるから其の人を奉公人に備ふ者があるまでは慈善の方之を保護してやらなければならぬ。監獄より出た者は直ちに之を備ふ御主人なる者かない故に是れ等の人の爲めに出獄人保護會社と云ふもの起して之を保護しなければならぬ。之か監獄か貧民救助と關係を有すると云ふの一端であります。

する。

以上申し上げたるのは監獄は秩序を維持するに缺く可らざる三つの道具の一でありまして教育にも貧民救助にも大なる關係がありましますと云ふ事の大意であります。此の他種々の關係がありますか本日御來會の御方の中の監獄に御縁の遠い御方に斯う云ふほどたけを申し上げますと云ふのか御目通りを致した趣意であります。以上を以て本日は此の壇を下るものと致しませう。

● 演 説

特別會員 小野田 元熙

私は只今石澤謹吾氏より御紹介下されました小野田元熙と云ふ者であります。一昨夜公用を帯びまして出京致しましたと云ふ幸ひ本會の發會に當りますから此の席に出まして意見を陳へますか其の前に一寸申上げることは昨日まで本會特別會員清淵奎吾氏は何んぞ諸君に申上げる積りて居りましたと云ふ過日來病氣でありまして今日私か此の會へ参りかけに寄つて参りましたと云ふか何分にも出られぬと申すまででありました。是れは清淵氏の依頼に應じて私より御断り致します。私は監獄には聊か従事したまふとあります。其の他意見は曾て本會の雜誌に載せたものとあります。それから會員諸君は御覽の事と存じます。又意見を申し陳へやうと思ふとあります。其れは五月二日より開かるゝ當局者の會に出て陳へた方が宜からうと思ひます。又當局者の御意見をも

伺ひたいと思ひます。依つて此の會では陳へませぬ。

先づ當局者に三つの望みと云ふありますから二日より御出席の御方は此の三つを御承知を願ひます。

其の一は先刻宇川氏よりも陳へられたる通り監獄の主義であります。既に其の筋より内訓もあり懲戒主義を執るとき誘導主義を執るとき云ふほどであります。其の主義のふとてあります。

第二は監獄に置きまする囚徒を服役するに定役に服するともうの囚徒と然らざる囚徒かあります。刑法にも定役に服する刑と定役に服せざる刑とあります。抑も監獄は刑の目的を達せしむる爲めのものとありませう。然るに其れかまだ定まつて居らぬかと思ひます。其の定役と云ふものに就ては一寸端緒を申し上げます。十四年監獄則發布の時に賞標と云ふものか出来ましたか其の賞標は當局者に於てドウかと云へば効あると云ふほどは御存してあります。就てはドウか刑の輕重に依つて定役の方法を立てまして是れたけの刑を刑期何分の一として階級を立て、行きたいと思ひます。此の事に就ても御考へを煩はします。

第三は放免因保護會社も感化院も尤もであるか（私も兩方とも必要と云ふほどは知つて居りますか）何れか先きか云へば放免因保護會社か先きに必要であります。之に就ては會社でも皆へた

い。併し其拵へ機によりては第二の懲役場を作るやうなものであると思ひます。
 餘程古いよとてあるか先頃川路大警視について洋行の際放免因保護會社を見たところかいつくに行きましても一人も居りませんでありません。ドウしたのかと云つて質問をいたしましたら一所に置いたならば再び悪い事をする恐れがありますから一人又は二人保護して例へば東京なら東京の宜いところによつて置くかと云ふことを聞いて居ります。さうして如何なると云ふても二人より餘計は一所にやつて置かないと云ふまでであります。

尙は二日より毎日御高論を拜聴したい積りであります。

特別會員 清浦奎吾

刑を刑なきに期すと云ふことは其始めは刑を用るに免かれずとも雖も實は刑なきの地に至るよとを期する所以にして是は徳教上希望的に於ては誠に希望に堪へずとも雖も何れの時代に此希望を達せらるべきや實に容易の事にはあらず古昔人俗淳樸制度簡易の世に在ては刑措て用ひざるよと三年など歴史にも見へたれとも是は今日に行はるべきにあらず蓋し如何なる蠻野世界の民族ても如何なる文明時代の人類と雖も又老心貧富に拘はらず凡そ血氣ある者は欲情なき能はず欲情の良心

を激動せしむるや遂に刑罰に觸るに至る石川や瀆の眞砂はつきるとも世に盗人の種はつきまじどは不祥の言ながら實に然り古の刑を執行するや罪の重きは斬絞遠流其輕きは笞杖と云ふか如き執行方なれば何の造作もなく誠に簡易簡潔にして監獄を構築するの計畫もいらす司獄官吏を設置するにも及ばず役法教誨なと云ふ面儲なる世話もなく爲めに費用支出上國庫費負擔地方税支出など云ふ八ヶ間議論もなく國家の經濟上に於ては至極結構な様なる者なれとも左様な執行法は人文の開明に赴くに從ひ世界の空氣否遠邇か決して之を許さぬ夫れ故に各國に於ても今日の刑法は自由刑財産刑に歸せり自由刑の執行よりして罪人の入れ物か入用になる所から好まざる事ながら監獄と云ふものが必要で政府でも監獄の世話をして人民でも其費用を負担せねばならぬ犯罪人の爲めには吾々良民は吾々の喘息する此社會を不潔即ち涇濁にせられ安寧を妨けられ結局其罪を治して其刑を行ふ爲めには莫大の費用を以て裁判所を設け監獄を建て損害を受けた其上に猶ほ其費用を負担せねばならぬと云ふよとは誠に損な話しにてそよを思へば身首所を異にし髑髏を敲き毆逐を爲しても宜しきやうなものなるか左様には行かぬ犯罪人ど云へば社會の人か之を排斥し相共に齒するよとを欲せねとも均しく吾々の同胞に相違はない左すれば父兄か一時不良の子弟を勸導したるか如き有様にて父兄たる者より觀れば之を憐むよりは之を憤みて矯正せしむるよと至當

なるへし夫れ人誰れか良心なからんや既に良心ありとすれば豈に善惡邪正を識別するの鑑識なからんや唯た一時の迷蒙の爲め密雲濃霧に遮られて遂に邪徑通境に蹈迷ふ者なれば何の時か此密雲濃霧を拂ひて光風霽月に逢ふの機なからんや刑は刑なきに期すと云ふとは未來希望の事に於て現に刑なきの地に至るよとは決して容易の業にあらすと雖も監獄の主義能く行はれ懲治感化に力を究め術を盡して啓誘開發するときは所謂明徳の劍を以て煩惱の繩を切断し悔悟の響音を以て邪惡の睡眠を攪醒するを得果して罪人を減するよとは信て疑はざる所なり歐米諸洲に於ても軌近頗に監獄改良に従事し或は萬國監獄改良會を起して増々其改正を圖る等は監獄は社會に對し重大なる關係あるを以てなり全國現在四員六萬三千餘人を以て明治十七年十二月の現在四員九萬餘人に對比すれば貳万七千餘人を減少せり其原因是社會景氣の回復土木事業の振起の爲め勞働者は生活の道を得たるよと賭博犯者か取締規則履行の爲め一時其聲息を屏めたるよと警察官か行政警察に力を用るよと裁判官の審判進捗する爲め未決拘留の減縮するよと其他種々の原因あるへしと雖も焉んぞ獄則能く行はるゝ爲め再犯を減するよと是亦其一因に居るよとを知らんや監獄整理其宜しきを得ざるときは監獄は懲治感化の場たらずして即ち兇行惡業の學校教場たるに至る此學校教場に於て卒業したる惡生徒か社會に出て教師となりて純良の子弟と惡事に誘導傳習するに至

ては社會の不幸果して如何實に塞心に堪へざるものあり末流の清濁は水源の淨汚に存し人の善惡は少時の教育如何に在るよとは實に格言なり犯罪人の無教育無恒産の者に多きは統計上明かなるものなり感化院、授産場、保護會社等の盛大に至るよとは監獄改良に附帶して甚だ望む所なり然るに各府縣未だ完全なる放免因保護會社、感化院等の設立あるを見ず偶々之れあるも實に微々たる有様にて僅に其形體を備ふるのみ是れ我が國果して慈善家に乏しきの然らしむる所なるか決して然らず唯未だ之を誘導する者なきか爲めならん歐米諸國に於ては盛に監獄協會なる者を設け監獄改良の事業を翼賛す然るに我國に於て是れ亦其設けなし甚だ遺憾とせしか幸に宇川石澤等の諸君か此協會を起され發會式を行ふに至りたるは至極結構なる事なり世間或は監獄協會は何の爲めに起るや監獄事務管理に付きては中央には内務省の之を統轄するあり地方に在ては廳府縣の之を管理するありて各其機關を備へ而して其費用は國庫費地方費各其負擔の區域を定めたり左すれば監獄協會の設けは豈に元用の長物に屬するなからんやと夫れ然り豈に夫れ然らんや監獄直接の事務を整理するは素より政府の常務なれども政府の口話すべき事務は自ら範圍ありて際涯なく管渉し難きものあり是等の事に付ては民間に協賛等の設けありて間接に其事業を翼賛するは誠に必要不可闕者とす本會規則第三條第二項第三項に掲載する條件の如きは最大必要にあらずして何とや

凡そ事は目的を永遠に期すへし成功を一朝に争ふへからず歐洲諸國に於ても彼の有名なるジョン、ホワルド氏か千七百六十年乃至八十年の頃監獄改良の説を主唱して其事に盡力し始めて改良の基を開き爾後其志を襲く者相繼て起り一百年の星霜を経て今日漸く美果好積を觀るに至れり余は本會に望む本會の事業も一時の盛大を求めずして成功を永遠に期し高遠に馳せずして着實を至とし所謂業基即ち根軸を深く床の下に埋込み彼の屋根の上にさつと積揚げたるか如きまど勿らぬまどを

●大日本監獄協會を賛成するの旨意

特別會員 中村正直

余が大日本監獄協會の舉を賛成する所以の者は、言はずとも明なるまとの様なれども、諸君に向ひ、意想を吐露せんと欲す、自ら思ふに人たるものは斯世に在る間、予か一身を圍繞する者に感染せられ、或は善と爲り或は惡となる、或は幸となり或は不幸となり、但しその人の智慧賢不肖に由りて、善惡幸不幸の結果を轉變するまといふと雖とも、之を要するに、幼少より長大に至るまで、その身の遭遇する所の種々の因縁よりして種々の果報を生ずるまどは、疑ふへきに非ず、されば、父母、師友の教善誘導に由りて、幸ひに善道を進み行き、その自己に相當せる職分を盡し、衣食するまどを得て、以てその天年を完うする者は、善き因縁に由りて善き果報を得たる者なり、之に反し

て父母師友の教善誘導を受けず、不幸にして惡道に入り、その自己に相當せる職分を有せずして衣食するまどを得ず、以て種々の罪惡を造り、今生の地獄(監獄)に入る者は惡き因縁を以て惡き果報を得たる者なり

情々予の過ぎ來したるまどを思索するに幸に、父母師友の恩を受け、人生の路程を踐み違はずして、善道に進み行きたる者の如しと雖とも、グリースの古聖ソロンの言ひしか如く「凡そ人、死日に至るまでは、幸福と定言すべからず」と、曾子は、死時に臨み、手足を門弟子に示して「先づ今はの時まで、幸に毀傷を免れ、重荷を卸して安心たり」と、言はるゝを觀れば、人たる者は、息を引き取るまでは決して油斷するとはならぬなり、油斷すれば、善道を踐み違ひ、惡道に入るへし、戦々兢兢、深淵に臨むか如く、薄氷を履むか如しと、小宛の詩に言ひしは、尤も至極なるまどにして、曾子の一生服膺せられしは、さもよそと推察せらるゝなり、

抑も余か身と雖とも、殘齡の存する間は「今より後も惡道には入らぬ」と、立派に言ふとは出来ぬとなれとも、顧みて斯世に同じく生活せる人にして罪惡に入りたる者を觀れば、先づまの人の不幸を感ぜざるを得ず、次に余か身の幸福を感ぜざるを得ず、恰も盲聾瘂の三者を見て、先づまの三者の不幸を感じ、次に余か身の不幸を免かるゝの幸福を感ずるか如し、かくの如く、彼我相ひ對

比して、その感想を發する時は、吾が幸福を得たる餘力を以て、彼が不幸を救助せんと欲するの念油然而生せざるを得ざるなり。且つ又余が身も行末永く惡道に入るを免れ曾子の如く重荷を卸して、吾が知免夫といひて、實に愉快の極なる往生を遂ぐるを得んと、希望に堪へざるなり。

人間は遭遇の活物なり、故に場合に由て、善惡眞偽是非邪正の變あるふとなり、勿論、善幸糖甘、その性變すべからずと雖ども、橋は誰を踰ゆれば根と爲ることも言へり、余が身の幸福なるに由り、今まで罪惡を免れたうとも、それを以て「余がそれは、監獄中の罪人よりは、性を異にせり、余がそれは決して彼が如き罪惡は、今日まで爲すを欲せず、今より後も爲さるべし」と斷言せば淺薄なる思慮といはざるを得ず。

張乖崖帥蜀時、仕蜀者、不挈家、止帶給潯潯緹二入。乖崖說一婢中夜心動而起繞家而行、但云張詠小人張詠小人、後稍令自近、及將歸、出帖子、議親云、某家室女、房廬五百千、以禮遣之、果來嘗有犯也。趙清獻帥蜀日說一妓謂直宿老兵曰、汝誠某妓所居乎、曰誠之曰爲我呼來、去已二鼓不至、復令速之、施又令止、老兵忽自幕後出、公怪問之、兵曰某度相公、不過一箇時辰、此念息矣、雖承命實未嘗往。夫乖崖之勇也、聞道之清也、而皆未免強制、人欲洵可畏哉、然兩公之賢於人者、正以其能制也。

右は黃淳耀の吾師錄より抄出す

この趙清獻は嘗て自ら言て曰く、吾輩之所爲、夜必焚香告天、所不可告、則不敢爲也、と言はれしほどの人なりしも、偶然情慾に動かされ、殆んど罪惡に陥いらんとせり、又云々と言はれし人まをあれ、其動きたる慾念を能く制して罪惡に陥らざるを得られたり、嗚呼、今日まで、一點の疵瑕なかりし賢人君子さへも、一朝誤て汚穢の行に入らんとせられたり人欲の畏るべきかくの如し、蛟螭虎豹も、比するに比らざるなり、然るか故に少年の輩、學識に乏しく、斯世の經驗に淺き者、誘惑の道に迷ひ罪惡の域に入るよし、その不幸を憐まざるを得ず。

獨り好色の過愆より罪惡に入るのみに非らず、其他詐僞偷盜と雖ども、始は些少の事より次第に積て重大の罪を犯すに至る、ふれ等は、その罪人の履歷を調査すれば、定めて惡習の中に生長し不善人の感染を被ひたる不幸よりして、竟にふれに至ることを知りぬへし、昔し學童あり、その朋輩の書を盗んで、家に歸り、その母に示したるにその母之を呵叱せず、反て之を獎譽せり、後ち長大になり、盜賊を爲し、捕縛せられて刑場に往きける、歸にして其母の號泣するに逢へり、その母その子に近づきその耳を、その子の口に附たるに其子は、その母の耳に食ひつき食ひ切たり、其母大に怒りたれば其子曰く、初め書を盗める時痛棒を與へられたれば、かくの如き惡行には至らざりしならん

と言へりと、よれ惡は芽より絶つへしといへる教訓の譬へなり、人々當に思ふへし、若し不幸にして、かくの如き母の教訓を受けたらんには、盜賊になるまじとは斷言し難かるへし、

古語に、從善如登、從惡如崩、といへり、吾輩幸にして善に登れども、明日不幸にして惡に陥るまじとは、保証しかたし、彼の罪人と雖ども、若し果して能く真心に悔悟せば、亦た化して善人と爲るへし、我の無罪人、彼の有罪人とは其間髪を容るへからず、只我は幸にして好因縁に由て好結果を得たるなり、只彼は、不幸にして惡因縁に由て惡結果を得たるなり、然れども、今日まては、かくの如し、彼れ罪人果して、今日より善心に向へば、好因縁を種る、始となるへし、我れ若し省察克治の功を怠り、惡心を萌芽せば、今日より惡因縁を種るの始めなるへし、故に生存する間は、我自ら到底善人と思ふへからず、彼亦到底惡人なる者に非ず、畢竟惟聖因念作狂惟狂念作樂、所謂生佛同一なる者なり、誠に能く是を思へば、監獄の制は、今日罪惡の人をして後來の善人に化せしむべきの場所なるか故に、その生命を保護し、その良心を培養する、に精々注意せざるへからず、よれ人類の同輩に對し擔任すべき義務なりと信ず、而して我か此の協同を賛成する所以なり、

●祝詞

名譽會員 山尾庸三

社會改良の事一にして足らずと雖も監獄事務の如きは他の百般に比して其歩武猶は數十里の後に

あり今にして之れか改良を計らざるへかざるは固より論なきのみ若し夫れ監獄にして寬猛相濟其中を失ひ處置宜きを得ざる時は其弊や毒を良民に及ぼし惡徒を増加するの極に終らんとするものあり是に於て仁人君子率先を以て自ら任する者人生の未だ完全ならざるを歎き罪囚の產物たるを感み之れか改良を計り之れか利害を研究す夫の文明を以て誇稱する歐米諸國に於て猶且つ此くの如くぞ聞けり近時吾邦凡百の事其範を彼れに取り汝々改良に銳意熱心し一も遺すとなきに應幾しと雖も獨り監獄に至りては猶寥々として之を顧る者少し或は其事の單に惡徒罪囚を發留するに止まるものとなすか故か豈に夫れ然るものならんや今果して諸君有識の士あり相謀り相集りて此協會を興す寔に國家の庶事何に之に加ふるわらん今より後に此會に於て社會福祉の一端を増進するの若歩を強むに足り以て吾輩の常に持する所の遺憾を完了せしめんとす焉くに之を喜ひ之を賛せざるを得んや幸ひに此美舉を見るに遭ひ聊か欣慶の意を表し以て之を祝す

●演說

名譽會員 伯爵伊藤博文

貴婦人、諸君。

只今まで段々大家の演説がありましたので私も何か有益なるよを申したいと心得て居りましたか監獄に就きては格別今まで實驗して居るよども御座りませぬに依つて諸君を益するの意見も御

座りませぬか聊か監獄改良の事に就きまして歐洲諸國に於て起りたる事柄を簡單に御話し致します。

罪人の監禁と申します事に付きましては何れの國にありても同様の事でありまするか歐羅巴に於ても等しく昔に在りては誠に單純なる問題でありまして左まて人の研究を要しませぬとてありまして唯罪人を監禁すると云ふことは罪人の自由を束縛して而して其の逃走するをを防礙すると云ふとてあつたので又監禁を以て刑の一部分に充てゝありましたとてありまするか其れは刑罰中僅に一部分のまてあつたのであります。故に法律上即ち立法者や政府に於ては眞に緊要なる問題と相成つて參つたので之を詳かに御話し申しますると只今のまては法律學上なり政治學哲學或は道德學上に就きまして學者或は政治家識者の間に常に監獄の事は種々の議論がありて相互に是とするとする非とするとするの説があり駁撃論難して居るとてあります。其の事柄を簡單に御話し申しますと其の疑問の在る所と云ふは一體刑罰の目的はドウ云ふとてあります。刑罰の目的は歸するまては復讐するに止まるものであるか或は罪犯を豫防する方術となるべきものであるか又或は罪人に其の罪を改めさせると云ふの目的であるか凡そ是れ等の事が刑罰の目

的であらうと云ふまて問題になつて居ります。而して其の全部只今の三個の事は皆な含蓄して居るものか但しはまた其の中の數個を含んで居るものであるか又其の監獄に監禁すると云ふまてに就ては果して刑罰の目的と向き合ひに必ず當らなければならぬとてあるか夫れから是れ等は學者の講究するまてありますか罪人と云ふものは刑期中監獄中に監禁してある一の國民であるを認めて國民たるの權利を得せしむべきものであるか又之を奪ふと云ふまてに就ては果して正理人道に背く所は無きかなと云ふまては講究すべきまてあります又其の次は罪人の待遇の上から罪人の健康を害し其の生命を短縮し或は各種の惡習に染ましめ而して其の心思を傷つけて益々其の兇惡を長せしむるも刑罰の原理に於て主治者の權利の中に含蓄して以て省みざるも可なるものであるかと云ふまてか一の問題となつて居ります。而して其れ等の事を刑罰の權に屬して以て省みざるも罪囚の爲め社會一般の爲めに其れが害惡と爲るまては無いか又或は漸次罪囚を赦しなければならぬか又は感化しなければならぬかと云ふまても出て来る。而して之を道德の域に導き正直穩和なる人間と爲して再び社會に自由を得せしめは其の事は即ち社會の安事を保護するてあらうと云ふ數箇條の事柄は畢竟人道に基きたる近來の文化の進歩に依りて段々起り来る疑問であります。

併し是れ等の事は簡單に監獄のみに關係するもので無くして刑罰の全體の趣意に關係し殊に處罰方法などには最も關係をします。其れて昔して見ますと獨り我が日本ばかりで無く歐羅巴諸國でも一體の刑罰が只今の刑罰に比較して見ると餘ほどと慘酷を極めたものであります。其れのみならず死罪に這入るべき罪人の數が多かりました。其れは果して罪を犯す者が多かつたかと云ふと刑が酷であるから死に入る罪狀が多かつたと云ふものであります。故に其の處罰の方法も從つて餘程苛酷なものであつたに相違ありません。今日に於ても近隣諸國を巡つて見て居りますか支那や朝鮮などの監獄の有様や處罰の有様は實に慘憺を極めたものであります。併し近時に至つては歐羅巴文明諸國に於きまして死刑者の數が刑法の改正に依りて段々少なくなつて参りました。則ち死刑になるべき者は謀殺等の類か或は叛逆等二三の罪人に止まるふとになつて昔しに比するど餘程死刑の數が少なくなりました。是れは刑法の改正に依る者で昔しを云へば日本でも竊盜罪の如きを死刑に處するふとが維新後までも行はれましたか近時刑法の改正かありて大に刑罰が寛になつて居るのであります。其れて其の刑の嚴なる時と違ひ刑が段々寛になつて來ると監獄も寛になり從つて監獄の要用が多くなつて参ります。如何となれば刑罰の仕方を段々變へて監禁の法に多く移りて参ります。則ち監獄の入用が多くなつて参るのであります。先づ其の古いとよ

の監獄と今の監獄と比較すれば古いとよろの監獄は實に先刻中村先生の御話しも有りました通り人間世界の地獄でありて日光の映射や大氣の流通等に顧着するふとも無いと云ふ有様であります。たか今日では寄壇の差別が無ければなりません。其れて古いとよろの監獄は傳染病(熱病など)の製造所とも云へき有様でありましたか今日はさうならぬ様に注意しなければなりません。是れは日本ばかりで無く歐羅巴の諸國も皆な然りてあります。

夫れて獄舎は歐羅巴でも殆んど百年前までは慘狀を極めた者であつて其の後ち段々改良論が起りて來たのであります。併し此の改良論の起りましたのは誠に新しく僅か百年か百四五十年の事であつたに違ひません。昔しは其の様な論が無かつたかと云ふとマルサ無いともありません。大概二千三百年にもなりません。かの彼の哲學者の先祖と云つても宜い希臘の學者のアラト一か法律論に一府の中に三個の監獄を作り一は審問完結を経る罪人を入れて他の罪人と區別し第二には輕罪の罪人、暴行者、浮浪者の如き者を一所に置き第三には人家に離隔したる所に於て處罰を受けるふとよろの罪人を監禁しやうと云ふ如きふとを論じて居ります。其の方法は近代に於て行はるゝものと見なければなりません。故に二千年以前の學者もさう云ふ考へを有して居つたと云ふふとを御話し申すのであります。

それから先つ今の學説は有りましたけれども實際に於ては獄舎は惡人を入れて置く所であると云つて社會又は一國の官吏も顧みる有様は無かつたのであります。固より各國ともに監獄の事に就ては多少の沿革はありますけれども其の中監獄の改良と云ふことを第一に起しましたはトコかど云ふと英國でありまして英國に於きましては千六百九十八九年のふとして宗教の考への起りました時でありますか宗教學會よりして監獄を取調へる委員を撰任してさうして倫敦府内に在る獄舎を巡見して罪人を待遇する有様や教會の方に報道をさせましたのであります。其の後千七百二十八年に英國の下議院(即ち衆議院)に於きましては委員をして國內に在る所の獄舎を巡見せしめ段々改良を加へて從前の獄卒所謂アリアンモンスターと云はうか何と云はうか其れを廢したと云ふふとあります。併しなから其の着手は右の通りでありますか當時は充分監獄の改良の發達せる時速くはありませぬ。其れから後千七百七十二年にデーンと云ふ一の僧侶か罪人の改心するを誘導し再犯を防止すると云ふ見込を立て唯々監獄に入れて虐待するばかりで罪人が減少するふとは出來ぬ心の改良を誘導しなければならぬと云ふ説を唱へさうして始めて分室監禁論を申し出しました。而して一人毎に一室に置かなければならぬ他の罪囚と共に監禁すると種々の惡をするから一人一已にしなければならぬと言ひました。故にデーンと云ふ僧侶は分室監禁の首唱者で

見て宜しいのであります。

右の通りに英國に於て改良論が始まつて參りましたか勿論其の他の歐洲の諸國に於ても幾分か改良した事蹟は有りますやうか私は未だ調へ得ませぬ。必ず此の監獄協會の社中では能く其の邊の調へも出來て居りますやうから知らざる所は申しませぬ。

先づ英國の改良の如き思想が段々發達して來たのであります。其れから千八百年代の終りに(千七百八十六年頃と記憶して居ります)亞米利加の大陸即ち今の亞米利加合衆國と云ふ新世界が發明になりました。其れに就て一體の世界を衝動し響き渡らせました。其の當時(即ち千八百年の後半期)に行はれましたる人道を自然法に基いて行はなければならぬと云ふふとか歐洲各國に及び總体にも關係するはとに推し移つたふとてあります。勿論歐洲の人民も之を希望し誘導したものでありますから是れは文明の進歩を爲したる發端と言つても宜いものであります。其の餘勢の及ぶ所は段々罪囚の改良にも影響を及はして參りました。其れて亞米利加に於ては千七百八十六年以後率先して獄制の改良に着手しペンシルバニア。ニューヨークの改良は世界に於て有名なるものであります。今日に於ても獄制の改良は亞米利加諸國を先鞭を著けた國と云つて宜しいと思ひます。

勿論亞米利加に於て斯くの如く獄制の改良に着手したるのみならず其の事はまた歐洲に於ても同様の順序で段々に改良進歩して參つて居りますのであります。大概は獄制の改良と云ふふとになりまゐつた。罪人の改良と云ふふとは刑法の改良などより獄制の改良に關係を及ぼして參ります。其の刑法上の改正はとういふ結果を生じたかと申しますと大概其の身體上の刑罰を減して參つたのであります。其れから罰金を使用する區域を少くして來たのであります。さうして刑を監禁の方に重むにするやうになりました。

其れて先づ此の改良をした國々の殆どは申し兼ねますけれども曰耳義などは最も改良の能く行はれて居るふとてされば監獄などの取調に就て歐羅巴へ巡回になつた人達は能く分つて居るふとてあります。彼の國などは殆ど熱心に改良に着手しルーパンの中央監獄を標準にして而して全國監獄の改良を圖つて居ります。

獨逸は千八百七十七年の刑法に於て重輕罪共に分室監禁法を用ふると云ふふになりました。但し刑期三年以上に及ぶものは其の囚徒が承諾しなければ分室には置かぬと云ふふとてあります。其れから獨逸の中のバーデン及びハッセル等でも分室監禁法を行ふて居ります。

其れから分室監禁法と云ふのは(前に申して置けば宜しう御座りましたか)監獄協會の方では既に

御承知のとてありませうか是れは近來進歩した者でありて囚徒を一所にせず分室にするのか改良の方術になつて居ります。其れから晝夜ともに罪囚を室内に閉ち込めて晝も勞働をさせぬのは罪囚を害するふとになりますので晝間は勞働の役に就かしめ夜になれば分室に入れると云ふやうな法が歐米に行はれて居ります。英國に於ては千八百三十七年に分室監禁法に基いて改正を致しました。澳地利に於ては千八百七十二年以來分室法を標準として重むに用ひて居ります。伊太利西班牙等も獄制改良に着手して居るのであります。

其れて今日の形勢で見ますと獄制の改良は文明の進歩の一の發達中の最も緊要なる事柄でありまして各國共に孜孜として着手して居る有様であります。大概文明諸國の有様を見ますと今日監獄改良會の設置又は監獄雜誌の發行の無い所はありませぬ。其れから又監獄協會を設けて監獄改良に従事し萬國協同して其れ等の改良を圖らなければならぬと言つて會議を開きました。而して萬國監獄會と云ふを開いたのは千八百四十五年に獨逸のフランクホルツに、千八百四十六年に白耳義のブラッセルに、千八百五十七年に再びフランクホルツに、千八百七十二年に倫敦に、千八百七十八年に瑞典の都ストックホルムに、千八百八十五年に羅馬に之を開いて居ります。其れて近來の有様を以て見ますと監獄制度の事に就ては書を著し演説を爲し種々の方法を以て之を論議

する者が段々殖へまして殆んど監獄學と云ふ學科が起るはとに進んで参つて居ります。故に日本に於て監獄協會が起りましたのは近來起る所の改良の諸手段中に於て最も緊要なもので繼續して改良の効能が實地に及んで來るやうになることを希望します。

私は大日本監獄協會の在ることは聞ては居りましたが多忙なるゆへ協會の雜誌も餘り讀んだことも無いのであります。此十日ばかり前に發起者の宇川石澤の兩人よりドウッ賛成者になつて發會に臨席して何か言つて呉れと云ふほどでありますから監獄協會の雜誌などを讀んで見たいと思ひましたか餘日なくして未だ讀まぬ様なものであります。

先づ右様な譯でありて監獄改良論か日本て起りましたのは緊要なものであらうと考へます。是れは御承知の通り近來刑法の改正も致し全く歐羅巴文明の決議に基きたる刑法主義を用ひたものであれば行政上も之と伴ふて行かなければならぬものであります。監獄の改良か無いと刑法の改良ひたひとてあります。且つ監獄協會に注意を願ひたひとは雜誌上にも現はるゝてありませうか其の取調へたよとか政府の上にも充分効力を及ぼす様にありたいと思ひます。只今の我國の監獄の有様は封建時代の比では無いか決して今日の有様で安んずへきて無い。政府にのみ托すべきとて

無く政府と共同的に改良を行ふやうになれば一般の爲め政府の爲めにも宜い。其の結果は罪囚を慈善上に於て善道に導き又其の結果はドウかど云へは日本の國威は罪囚の待遇の爲め他國の人から尊敬を置かれ日本の監獄は斯くの如きものである歐羅巴に繫獄されると同じよとて別に虐待されないと云ふよとにしなければなりません。勿論罪囚の事であるから自由を與へられはせぬか右申す結果は國威上に大に影響をもつて來るよと存しますから監獄に従事する諸君は充分此の事に就て御注意を願はなければならぬ。又其他の諸君もドウア此の監獄協會の益々盛大になるよとを充分に御盡力あらんよとを希望いたします。

● 祝 詞

名譽會員 公爵 三條 實美

監獄の設は以て罪囚を懲苦するのみに非ずして將に不良を化して良と爲すの効用を収めむとす彼れ亦國の赤子なり一時迷誤の爲に不幸なる邪路に彷徨する者なり之を懲戒の間に誘掖して良民たらしむるは慈善家の當に務むべき所なり抑監獄改良の事業は彼の歐米諸國に觀るに殊に官民の協同を要す今は有志者の發意に依り大日本監獄協會の起るに會ひ其仁風を助け慈善を廣むるの舉たるよとを嘉し將來に此の美舉の發達して愈々改良の結果を収めむよとを望み茲に發會の式に際し一言を陳して祝詞と爲す

● 獄事唱歌 (深山花)

深山の奥の谷の下蔭。春にはもれぬ。蓮櫻花。深山の奥の。朽木の櫻樹。其梢とは。樵夫もまらじな。春のうららの光をうけて。朽木の花も。今か咲くらむ。深山の櫻か。深谷の花か。春のうららの日影に。咲きや出つらん。

● 本會事務所

（發會記事尙は尽すと雖も餘白なきに付き次號に譲る）
事務所は是れまで庶務委員佐野尙氏の宅に假設せしか本月廿日より東京牛込區牛込北町十五番地に設くることとせり

● 講義

神奈川縣全監獄にては本會主幹宇川盛三郎氏を主任講師に調査委員武田英一庶務委員佐野尙の兩氏を講師に聘定せられたり

又 東京市ヶ谷監獄分署に於ては本會主幹宇川盛三郎氏を主任講師に聘し去る廿一日を以て第一回の講義會を催さる同日は宇川氏出席し日本監獄法の講義を開かれたり

● 福島縣出獄人保護場

は其の計畫整ひたるを以て本月二十六日を以て開場式を挙げらる

本會よりは公撰議員林和一氏出張したり

● 地方報告員

兵庫縣監獄に於ては正員竹内正彦（兵庫縣書記）正員高井吉太郎（兵庫縣儒）の

兩氏を本會報告員に撰定せられたり

● 寄 贈

一金拾圓	特別會員	小野田元 無君
一金五圓	議員	中村 中君
一金七圓	議員	小泉保直、出京橫濱監獄正員有志者 總代正員義生里次郎の兩君
一金貳圓	議員	岡部伊三郎君
一金五圓	議員	前田素志君
一金四圓五拾錢	正員	福田重平君
一金五十五圓六十五錢	在橫濱	議員及正員諸君

内 譯

金拾圓	議員	小泉保直君	金五圓	正員	霧生里次郎君
金貳圓	正員	佐藤爲利君	金壹圓五拾錢	全	三木啓義君
金壹圓五十錢	全	和田光盛君	全	全	吉野鐵五郎君
全	全	植田卓爾君	全	全	飯田直之丞君
金壹圓	全	町野次周君	金壹圓	全	九山信之君

寄贈

金壹圓	正員	鈴木元士君	金壹圓	正員	久保田信八君
全	全	松田五百吉君	全	全	山口一轡君
全	全	飯塚良吉君	全	全	中井美俊君
全	全	水野則信君	全	全	大谷元君
金七拾錢	全	中川德五郎君	全	全	中目市治君
金五拾錢	全	笹城芳太郎君	全	全	柴田齊君
全	全	高橋姜三郎君	全	全	大塚壽長君
全	全	海保芳守君	全	全	長谷川常永君
全	全	中村眞壽彌君	全	全	黒田八太郎君
全	全	佐々木忠賢君	全	全	林吉太郎君
全	全	柳下庄藏君	全	全	田口誠吉君
全	全	小野定君	全	全	佐々木員永君
全	全	牧内金太郎君	全	全	横溝角藏君
全	全	川村紋之助君	全	全	芳山穀之丞君
金三十五錢	全	鈴木道貫君	金三拾錢	全	廣瀬宗慶君
全	全	宮久保孝行君	全	全	吉葉三吉君
全	全	市原兎喜治君	全	全	永田長藏君
全	全	瀧川宗武君	金貳拾五錢	全	飯塚久左衛門君

(五四)

寄贈

全	全	全	全	全	金拾五錢	全	全	金貳拾錢	全	全	全	全	全	全	全	全	全	金貳拾五錢
全	全	全	全	全	全	正員	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	正員
大橋忠勝君	鳥井信寬君	三室麟三君	齊藤喜助君	松崎金作君	松井信義君	小笠原秀一君	高橋喜太郎君	高橋信定君	德田正則君	鶴宮芳五郎君	高橋洲廣君	安部忠造君	長內平作君	岩垣正尾君	吉田鎮作君	曾谷求馬君	中島岩尾君	
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	金貳拾錢	全	全	全	金貳拾五錢
窪田無室君	武田活司君	鈴木武司君	薄田武司君	植田忠夫君	螺貝喜代馬君	曾谷一長君	川村忠顯君	赤松豐君	上野淺吉君	桑島誠昌君	石野正徳君	磯貝正由君	荒川八三郎君	木村信明君	森重直周君	河口當敬君	正員	永瀬榮太郎君

(五五)

金拾五錢	正員	志田大安君	金拾五錢	正員	夏井茂馬君
全	坂原敏行君	全	堀内苗清君	全	松村新造君
全	鈴木嘉吉君	全	全	全	林村清明君
全	宮部義虎君	全	全	全	相原竹雄君
全	島田峯雄君	全	全	全	吉村知藏君

●會告 今回は「本會の事業に關する事」並に「本會記事」多きに付き官報、翻譯、寄書、通信、等は次号に譲る

●又 本号は四月分に屬するものなるに發行大ひに遅延したり會員諸君幸に之れを諒せられた

●又 一會計に關する往復文書は 東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

一會計に關せざる往復文書は 東京牛込區北町三十番地主幹宇川盛三郎宛

●印費は自今左の名宛を以て御送附相成度先段正員各位に廣告致し候事

送金書狀宛 東京集治監官舎石澤謹吾

郵便爲替振込先 東京千住南組千住郵便局

大日本監獄協會細則

第一條 雜誌ハ無代價ニテ會員ニ頒シモノトス

雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ編輯ナ爲スナ正則トス

第二條 總裁 一人

推薦員中ヨリ推薦ス

名譽會員中ヨリ推薦ス

副會長 一人

會員中ヨリ推薦ス

庶務局長 一人

正員中ヨリ推薦ス

調查局長 一人

正員中ヨリ推薦ス

主幹 二人

正員中ヨリ推薦ス

公費議員 十人

在東京正員中ヨリ推薦ス

特別調査委員 兩局長共同ノ發議ニヨリ會長

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時

ハ之ヲ代理ス

第三條 總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス

會長ハ會務ヲ提理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時

ハ之ヲ代理ス

一 會計ニ關スル事

二 庶務ニ關スル事

三 記録ニ關スル事

四 調査局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 雜誌ノ編輯及ヒ印刷

トス

一人 庶務及ヒ會計主任

一人 記録主任

一人 編輯主任

一人 海外通信主任

會長ノ諮問ニ應スルモノトス

特別調査委員

會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スルモノトス

第四條 庶務局長、調査局長、庶務委員及ヒ調査委員ニハ編輯ナ開典スル事アル

ヘシ

第五條 入會ヲ申込マルル節ハ必ラス郵

便切手或錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規

則細則并ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス

第六條 會費ハ前納スルモノトス

トス

但シ數月分一時二前納スルモ妨クナ

シ

第七條 本會ニ送付スル爲替金ハ其氏宛

某郵便局ニ送込ムヘシ

明治廿一年六月廿四日改正